

5 近経第 189 号
令和 6 年 2 月 1 日

京都府木津川市加茂町美浪櫓 5

株式会社西脇産業
代表取締役 北 健之助 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、令和 5 年 1 1 月 2 4 日に、京都府より、建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 1 9 年 7 月 2 日付け 1 8 林政第 7 9 3 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 6 年 3 月 1 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 6 年 2 月 2 日 ～ 令和 6 年 3 月 1 日（1 ヶ月）

2 指名停止の理由

株式会社西脇産業は、令和 2 年 8 月に設置した宇治田原営業所を、建設工事の契約締結を行う営業所とする委任状を提出し、宇治田原町の入札参加資格（令和 4 ・ 5 年度分）を取得して建設業の営業を行っていたにもかかわらず、営業所新設から 3 0 日以内に変更届出書を提出しなかったため、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 条第 1 項に違反し、同法第 2 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年 1 1 月 2 4 日に京都府から指示処分を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。